

---

# 放射性廃棄物処理設備の運転操作を行う協力 企業従業員の教育内容明確化について

2020年8月7日  
東京電力ホールディングス株式会社

# 放射性廃棄物処理設備の運転操作を行う協力企業従業員の教育内容明確化について

## 【背景】

- 東日本大震災（以下震災という）以前は、放射性廃液の排水誤放出対策として、放射性廃棄物処理設備に関する業務の補助を行う協力企業従業員について保安教育を実施していた。  
対象としては、RW設備の運転委託が該当していたが、震災以降はRW設備の運転委託を実施していない。
- 震災後に設置した雑固体廃棄物焼却設備等の放射性廃棄物を取扱う設備については、放射性廃液の放出のようなリスクを伴う運転操作ではないものの、運転操作を協力企業に委託しているため、同様の教育を行い、管理することが望まれることから、雑固体廃棄物焼却設備等に関する運転操作を行う協力企業従業員の教育内容等を明確化し、保安教育マニュアルで自主教育として定めて、既に運用している。  
※2019年3月25日に改訂し、施行。

## 【目的】

- 上記背景を踏まえて、実施計画Ⅲの変更について、1F関係箇所と協議し、実施計画Ⅲに記載されている、「放射性廃棄物処理設備に関する業務の補助を行う協力企業従業員」の記載の適正化を図るとともに、保安教育マニュアルで定めた自主教育を、実施計画Ⅲに基づく保安教育とすることとして、実施計画Ⅲの変更を行うものである。

# 実施計画Ⅲ(第1編・第2編)の記載変更のポイントについて 1/2<sup>3</sup>

【変更のポイント】 (実施計画Ⅲ第1編第80条第3項, 4項及び第2編第119条第3項)

- 「放射性廃棄物処理設備に関する業務の補助を行う協力企業従業員」の記載の適正化により、マニュアル上の自主教育の対象を含めて、保安教育対象の範囲を広げた。

「放射性廃棄物管理に関する設備の運転操作を行う協力企業従業員」に記載変更することにより、RW設備の運転委託に加えて、マニュアル上の自主教育であった、多核種除去設備, 増設多核種除去設備, 大型機器除染設備, 雑固体廃棄物焼却設備, 増設雑固体廃棄物焼却設備の運転委託が保安教育の対象となる。

なお、記載変更における運転操作とは、下記のことをいう。

「**運転操作**」:安全確保設備等の機器・設備に対して何らかの目的を持って操作を行うことであり、制御装置から遠隔で機器・設備を作動(運転・停止, 入・切, 開・閉 等)させる操作、及び手動弁で系統を切り替える等、運転状態を変化させる操作をいう。

⇒ 巡視, 分析測定, 運搬等のみを行う者※は対象としない。

※タンクや配管の巡視のみを行う者の教育については、所管グループのガイド等で定める。

- 教育内容については、震災前に記載の保安教育に準じるが、運転操作の対象設備によって、必要な教育内容を決定するものとする。

# 実施計画Ⅲ(第1編・第2編)の記載変更のポイントについて 2/2<sup>4</sup>

【変更のポイント】 (実施計画Ⅲ第1編第80条第3項, 4項)

- 対象となる所管GMに、今後、運転操作委託の実施が予定されている油処理装置の所管GMである、地下水対策設備GMを追加した。

- ・**運用支援GM** : 多核種除去設備, 増設多核種除去設備, 大型機器除染設備,  
雑固体廃棄物焼却設備, 増設雑固体廃棄物焼却設備の運転操作委託
- ・**地下水対策設備GM** : 油処理装置の運転操作委託(2021年度 第3四半期～委託実施予定)

なお、上記の所管GM以外に、放射性廃棄物管理に関する設備の「**運転操作**」を協力企業従業員が行うものが、新たに発生した場合は、実施計画Ⅲの記載変更を行う。

# 変更前後でのイメージ図(協力企業従業員の保安教育)

実施計画Ⅲに基づく協力企業従業員の保安教育  
(実施計画Ⅲ第1編第80条第1項～第4項に関して記載)

## <変更前>

第80条第1項:発電所入所時に安全上必要な教育

- ・対象:安全確保設備等に関する作業を行う者
- ・該当業務:安全確保設備等に関する作業全般

第80条第2項:管理対象区域内で作業を行う場合に必要な教育

- ・対象:管理対象区域内で作業を行う者
- ・該当業務例:巡視,分析測定,運搬等の委託業務

第80条第3項,第4項:放射性廃棄物処理設備に関する業務の補助(運転操作)を行う場合に必要な教育

- ・対象:放射性廃棄物処理設備に関する業務の補助(運転操作)を行う者
- ・該当業務:RW設備の運転委託(現在実態なし)

マニュアル上の自主教育

- ・対象:放射性廃棄物を取扱う設備の運転操作を行う者
- ・該当業務:多核種除去設備,増設多核種除去設備,大型機器除染設備,雑固体廃棄物焼却設備,増設雑固体廃棄物焼却設備の運転操作委託

## <変更後>

第80条第1項:発電所入所時に安全上必要な教育

- ・対象:安全確保設備等に関する作業を行う者
- ・該当業務:安全確保設備等に関する作業全般

第80条第2項:管理対象区域内で作業を行う場合に必要な教育

- ・対象:管理対象区域内で作業を行う者
- ・該当業務例:巡視,分析測定,運搬等の委託業務

第80条第3項,第4項:放射性廃棄物管理に関する設備の運転操作を行う場合に必要な教育

- ・対象:放射性廃棄物管理に関する設備の運転操作を行う者
- ・該当業務:RW設備の運転委託(現在実態なし)  
多核種除去設備,増設多核種除去設備,大型機器除染設備,雑固体廃棄物焼却設備,増設雑固体廃棄物焼却設備の運転操作委託  
油処理装置の運転委託(予定)

# 実施計画Ⅲ 第1編及び第2編の記載の変更

## 実施計画Ⅲ 第1編第80条第3項

運用支援GM及び地下水対策設備GMは、放射性廃棄物処理設備管理に関する業務の補助設備の運転操作を協力企業が行う場合、毎年度、当該業務に従事する従業員に対し、「NH-30-1 保安教育マニュアル(福島第一廃炉推進カンパニー)」で定める実施方針のうち、「放射性廃棄物処理設備の業務に関わる者」に準じる(運転操作の対象設備によって、必要な教育内容を決定)保安教育実施計画を定めていることを確認し、その内容を原子炉主任技術者及び所長の確認を得て廃炉・汚染水対策最高責任者の承認を得る。

## 実施計画Ⅲ 第1編第80条第4項

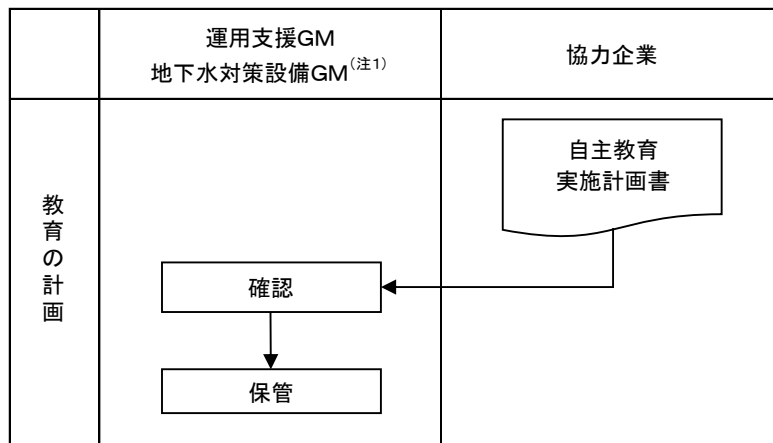
運用支援GM及び地下水対策設備GMは、第3項の保安教育実施計画に基づき保安教育が実施されていることを確認し、その実施結果を年度毎に所長及び廃炉・汚染水対策最高責任者に報告する。なお、教育の実施状況を確認するため教育現場に適宜立ち会う。ただし、運用支援GM及び地下水対策設備GMが、別途定められた基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有しているものと認められた者については、該当する教育について省略することができる。

## 実施計画Ⅲ 第2編第119条第3項

運用支援GMは、放射性廃棄物処理設備管理に関する業務の補助設備の運転操作を協力企業が行う場合、毎年度、当該業務に従事する従業員に対し、表118-1, 2, 3の実実施方針のうち、「放射性廃棄物処理設備の業務に関わる者」に準じる(運転操作の対象設備によって、必要な教育内容を決定)保安教育実施計画を定めていることを確認し、その内容を原子炉主任技術者及び所長の確認を得て廃炉・汚染水対策最高責任者の承認を得る。

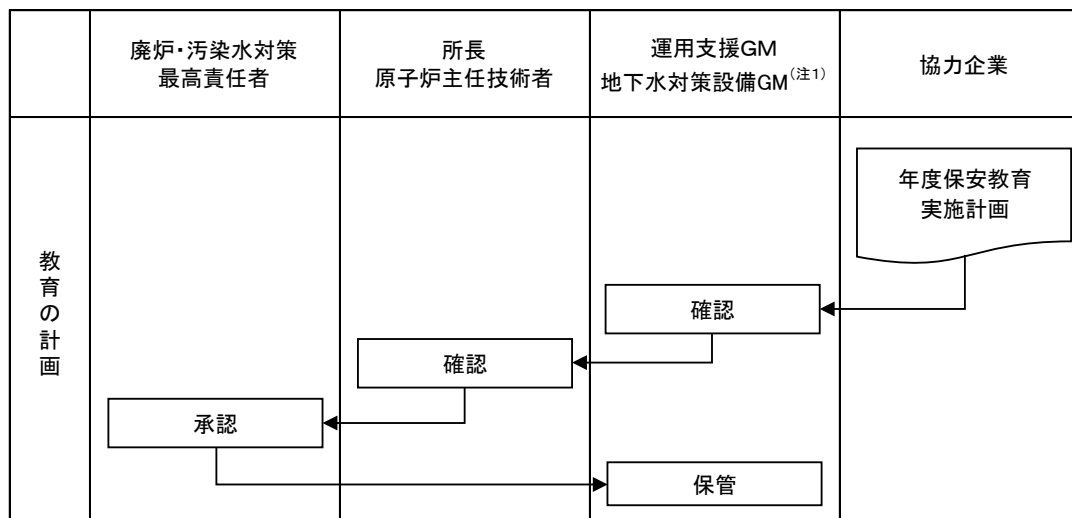
## 【教育の計画】

### ■ 自主教育としての教育の計画



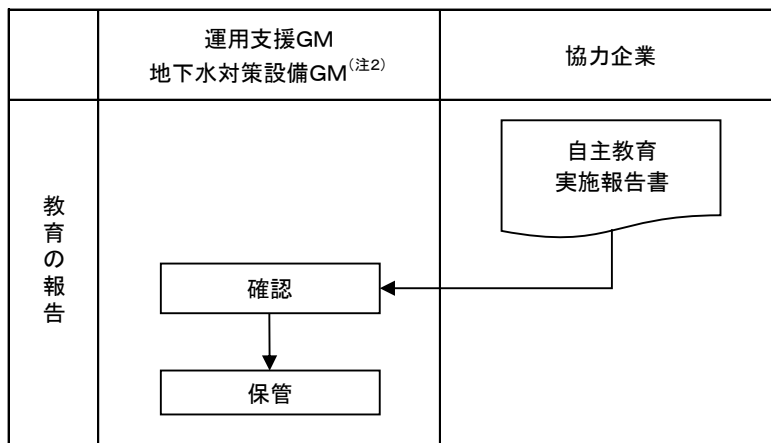
(注1): 地下水対策設備GMが所管GMとなる、油処理装置の運転操作委託は、**2021年度 第3四半期～委託実施予定。**

### ■ 実施計画に基づく保安教育としての教育の計画



## 【教育の報告】

### ■ 自主教育としての教育の報告



(注2) : 地下水対策設備GMが所管GMとなる、油処理装置の運転操作委託は、**2021年度 第3四半期～委託実施予定。**

### ■ 実施計画に基づく保安教育としての教育の報告

